

# 令和3年度成人歯科健診委託医療機関 (受診期限は令和4年1月末まで)

\* 健診当日の治療はできません。

予：予約が必要です

●：診療時間内で実施できます

地区	医療機関名	予約	電話
八千代台	大内歯科医院	予	482-6502
	浦部歯科医院	予	485-3790
	上原歯科口腔外科医院	予	486-4182
	八千代歯科クリニック	予	486-0479
	森歯科クリニック	予	483-3000
	江海歯科医院	予	483-1735
	伊藤歯科クリニック	予	482-4188
	飯田歯科医院	予	482-8195
	アップル歯科医院	予	483-4618
	八千代台歯科医院	予	485-6055
	佐野歯科医院	予	483-5265
	たかぎデンタルクリニック	予	480-1817
	渡辺歯科医院	予	485-6066
	えいこう歯科クリニック	予	405-4618
	布川歯科医院	予	483-5481
	門屋歯科医院	予	482-0551
	鈴木歯科医院	予	484-0474
	あいはら歯科医院	予	483-5101
	河田歯科クリニック	予	486-8601
	土佐歯科医院	予	485-6241
豊歯科	予	482-0100	
佐藤歯科医院	予	485-8866	
中澤歯科	予	486-6161	
信愛歯科医院	予	484-0708	
伊藤歯科医院	予	482-3458	
緑が丘	公園都市プラザわかば歯科	予	409-7809
	この歯科医院	予	450-7550
	緑が丘駅歯科医院	予	458-6777
	ほりうち歯科	予	458-1248
	鷺歯科医院	予	458-2010
	モアナ歯科	予	751-5544
	緑が丘高橋歯科医院	予	450-8683
	大和田新田	平嶋歯科医院	予
ハミング歯科医院	予	459-7706	
はんだ歯科	予	458-6488	
マイ歯科医院	予	459-3444	
八千代三国歯科	予	409-3890	
フレッシュタウン歯科クリニック	予	450-5918	
高津	金井歯科医院	予	450-6646
	南高津歯科医院	予	459-8811
	あき歯科クリニック	予	450-1418
	たかみね歯科医院	予	459-5948
	あおぞら歯科	予	458-8139
	高津歯科医院	予	483-8722

地区	医療機関名	予約	電話	
大和田	アキラ歯科	●	483-8211	
	さいかわ歯科	予	487-1200	
	高橋歯科医院	予	482-2301	
	ししくら歯科	予	484-2559	
	大澤デンタルクリニック	予	487-4018	
	大和田歯科	予	484-2895	
	小松歯科医院	予	483-4700	
	ゆりのき台	桜田歯科医院	予	485-7730
		わたなべ歯科クリニック	予	487-1184
		高峰歯科医院	予	482-5905
柴崎歯科医院		予	485-4682	
ゆりのき台歯科クリニック		予	486-8181	
タハラデンタルクリニック		予	481-6480	
ユーア歯科医院		予	482-4336	
勝田台	勝田台歯科医院	予	485-4182	
	米田歯科医院	予	485-7780	
	おおかわ歯科クリニック	予	751-6480	
	黒田歯科医院	予	483-1083	
	E・S歯科医院	●	484-6553	
	伊澤歯科医院	予	482-9888	
	勝田台病院付属 勝田台歯科クリニック	予	405-6480	
	庄司歯科クリニック	予	487-4487	
	橋本歯科医院	予	483-5018	
	陣内歯科医院	予	486-0418	
	勝田台北・村上	尾崎歯科医院	予	482-2986
		すぎがら歯科医院	予	486-1182
杉山歯科医院		予	484-8640	
いまい歯科		予	482-6474	
むらかみだい歯科医院		予	485-8871	
高橋歯科		予	486-9755	
石崎歯科医院		予	484-3161	
のりと歯科医院		予	487-7758	
みどりかわ歯科		予	482-6164	
いなやま歯科		予	405-0012	
ひるま歯科医院		予	480-8211	
米本	城橋歯科医院	予	488-3006	
	新八千代病院 歯科	予	488-3260	
その他	どれみ歯科	予	047-404-3332	

## 診療日時・地図の情報

八千代市歯科医師会ホームページ



## 76歳（昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれ）の方へ (生活保護受給者は除く) 今年度のみ歯科健診内容が変わります！

千葉県後期高齢者医療広域連合では、前年度に75歳になられた被保険者を対象に歯科健診を実施します。

対象の方には5月下旬に受診券を郵送いたします。受診期間は令和3年6月1日～令和3年12月28日です。

飲み込み、舌の動きなどの口腔機能についても確認できますので積極的に受診してください。

なお、上記の年齢に該当する方で令和2年4月2日以降に八千代市に転入した方は、健康づくり課へお問い合わせください。

また、令和2年度に未受診の方は、コロナ救済特例措置として、令和3年度の実施期間に受診できます。

令和2年度発行の受診票をお使いください。再発行を希望する際は健康づくり課へお問い合わせください。